

# 自民党改憲草案を先取りした 関西生コン支部弾圧を許さない

「関西生コン事件」— もうひとつの問題点を考える院内集会

## 組合活動を禁止する裁判所

2019.10.10 関西生コンを支援する会



1970年代後半から労働運動を記録してきた。その現場で多くの労働者と出会ってきた。大手企業のある労働者は、退職強要を拒否して極めて危険な作業に従事させられるなどの嫌がらせに「もうダメだ」と思うほどに追い詰められたが、御用組合から少数の第一組合に加入した結果、退職強要が止まり、逆に担当職制が辞めさせられた。その労働者が定年退職した時に「定年まで働くことが出来たのは、労働組合員だったからだ。いろいろな嫌がらせや圧力があっても労働組合として会社と交渉することができた。一人では、個人ではつづがれていった」と語った。憲法28条(労働基本権)と労組法1条2項(刑事免責)に規定された労働組合は、労働者を守る大きな武器である。その労働組合が、いま危ない。

昨年7月から始まった全日本建設運輸連帯労組関西生コン支部への弾圧は、1年を超えて続く。コンプライアンス活動、正社員化・退職金要求、抗議行動などを「恐喝未遂」「恐喝」「威力業務妨害」として逮捕を繰り返している。

自民党改憲草案は「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行うことは、認められない」と結社、表現の自由を制限している。認められる労働組合と認められない労働組合を公権力が判断する。それは、憲法が市民を監視、管理する社会である。これを先取りしたのが関西生コン支部弾圧であり、警察・検察・裁判所・大企業・差別主義者一体で行なわれている。戦前は「非国民」「アカ」「売国奴」の言葉とともに進められた社会的排斥が戦争への道をつくってきた。インターネットでは、沖縄問題などの政治課題に取り組んできた関西生コン支部に対して「反日」「極左」「在日」をキーワードにした社会的排斥が始まっている。関西生コン支部は、私たちである。いま反撃の声を上げなければ、攻撃は止まることはない。(写真・「関西生コンを支援する会」の院内集会)